

明和町いじめ防止基本方針

平成26年 8月 1日
明 和 町

(改訂 令和6年 8月 21日)

目 次

はじめに	P1
------	----

1 いじめ問題についての基本的な考え方 P2~P3

- (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念 P2
- (2) いじめの定義 P2
- (3) いじめの理解 P3

2 明和町のいじめの防止等の取組 P4~P9

- (1) いじめの防止等についての基本的な考え方 P4
 - ①いじめの防止 P4
 - ②いじめの早期発見 P4
 - ③いじめへの対処 P4
 - ④地域や家庭との連携 P5
 - ⑤関係機関との連携 P5
 - ⑥日常の点検と評価 P5
- (2) 明和町いじめ防止基本方針の策定 P6
- (3) 明和町いじめ問題対策連絡協議会 P6
- (4) 明和町いじめ事象調査委員会（教育委員会附属機関） P6
- (5) いじめの未然防止のための方策 P7
- (6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策 P8
 - （早期発見に関わること） P8
 - （いじめの対処に関わること） P9

3 学校のいじめの防止等の取組 P9~P11

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条） P9
- (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（法第22条） P10
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 P10
 - ①いじめの防止 P10
 - ②早期発見 P11
 - ③いじめに対する措置 P11

4 重大事態への対処 P11~P14

- (1) 重大事態とは P11
- (2) 重大事態発生の報告 P12
- (3) 調査の組織 P12
- (4) 重大事態への調査 P13
 - ①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合 P13
 - ②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合 P13
 - ③児童生徒の自殺という事態が起こった場合 P13
- (5) 調査結果の提供及び報告 P13
- (6) 重大事態への再調査 P14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり決して許されるものではない。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要である。

また、日頃から学校教育全体を通じて、児童生徒の豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむことにより、児童生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要である。

明和町では、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定及び、「三重県いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を、児童生徒の尊厳を保持し、明和町・町内各学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、総合的かつ効果的に推進するために、「明和町いじめ防止基本方針」を策定した。

その後、平成29年3月に国の基本方針が改定、また「いじめの重大事態に関するガイドライン」が策定された。三重県においては、平成30年に「三重県いじめ防止条例」が施行され、平成31年3月に「三重県いじめ防止基本方針」が改定、さらに令和5年3月に新たに改定が行われた。

これらの動向を踏まえ、明和町においても「明和町いじめ防止基本方針」を改定し、さらなるいじめの防止に取り組むものである。

おもな改定概要は、以下のとおりである。

- ① いじめ防止等の取り組みについて、より具体的にしたこと。
- ② いじめ防止・早期発見について、スクールカウンセラーの活用に加え、町のスクールソーシャルワーカー等の活用をはかること。
- ③ いじめの対処について、重大事態の対処についてをより明確化したこと。

今後もいじめの防止、根絶に向け、町、学校、保護者、地域住民、事業所、関係機関等がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携、協力のもと社会全体で取り組み、いじめのない子ども社会の実現を目指す。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があり、「心身の苦痛を感じているもの」と限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合があります、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、学校におけるいじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織『いじめ防止対策推進委員会（仮称）』」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する法の趣旨を踏まえた適切な指導が必要である。

また、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

◇仲間はずれ、集団による無視をされる

◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

◇金品をたかられる

◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（３） いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、およそ９割の児童生徒が、被害と加害の両方を経験している。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や見ただけで黙認している「傍観者」の存在もある。集団全体に「いじめを絶対に許さない」雰囲気醸成されるように指導することが必要である。

2 明和町のいじめの防止等の取組

(1) いじめの防止等についての基本的な考え方

① いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒に対する心が通い合ういじめを生まない土壌づくりを関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

このため、学校教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め合い、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや情報モラル、ネットリテラシー等を育む教育、児童生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見した時の対応方法を身に付けたりするための学習を行うことも未然防止の観点から重要である。

また、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域・家庭とが一体となって取組を推進していく必要がある。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対して迅速に対処するために大変重要である。しかし、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。そのことを認識し、児童生徒のささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知、学校用端末の利用、「いじめの早期発見のための気づきリスト」等の利用により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

また、被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合でもその理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先し、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議していくことである。一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に

関しては、被害児童生徒を守るため、いじめたとされる児童生徒に対して出席停止も含めた適切な対応をとる。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。

④ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会、地区懇談会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した取組を推進することが必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校行事等を通して学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する機会を拡充するとともに、子ども支援体制を構築することが必要である。

⑤ 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校と教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。また、犯罪行為とみなされる場合は、被害児童生徒の命や安全を守ることを最優先に緊急に警察に通報、連絡し、適切な援助を求めることが必要である。

⑥ 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要である。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分に取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組む。

(2) 明和町いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、三重県いじめ防止基本方針を参酌し、明和町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、明和町いじめ防止基本方針を策定する。(法12条)

本方針は、いじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示すものである。

なお、本方針は、より実効性の高い取組を実現するために、必要に応じて見直しを行う。

(3) 明和町いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、法の趣旨を踏まえ「明和町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。(法第14条第1項) 構成は、

○明和町長 ○教育厚生委員長(議会) ○教育長 その他、組織代表として、
○明和町PTA連合会 ○明和町校長会(小・中) ○明和町小中学校養護部会
○明和町幼稚園・保育所園長会 ○民生委員・児童委員 ○人権擁護委員 ○保護司
○松阪警察署 ○中勢児童相談所 ○青少年育成町民の会 ○人権を守る会
○青少年指導員協議会 ○明和町スクールソーシャルワーカー
などとし、明和町教育委員会に事務局を置く。

(4) 明和町いじめ事象調査委員会(教育委員会附属機関)

本方針に基づく明和町におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、必要に応じて明和町教育委員会に「明和町いじめ事象調査委員会」を設置することができる。

(法14条第3項)

「明和町いじめ事象調査委員会」の機能は、以下のとおり。

○いじめの問題に対する効果的な取組等に対して、明和町教育委員会の諮問を受け、本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究を行う。

○明和町内の小中学校におけるいじめの事案について、明和町教育委員会が小中学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う場合は、当該組織が調査を行う。(法第24条)

○小中学校における重大事態に係る調査を行う場合は、必要に応じて当該組織が調査を行う。(法第28条)

○その他、明和町教育委員会が必要と認める事項について審議する。

委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱、又は任命する。

- ・関係機関の職員
- ・学識経験のある者

- ・その他教育委員会が必要と認める者

(5) いじめの未然防止のための方策

児童生徒の社会性や規範意識、思いやり、自己肯定感などの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、道徳教育・人権教育、体験活動等の充実を図るとともに、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動の充実を図るなど、教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な活動を推進する。

特に特別活動は、生徒指導の中核的な時間であり、自己肯定感・自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成をねらいとする生徒指導を推進する上で最も関わりの深い教育活動である。特別活動では、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指しており、いじめにつながるようなトラブルなどに対しても、教職員の適切な指導の下に児童生徒自らが進んで解決しようとする動きが、結果としていじめの未然防止につながる。

これらの認識のもと、教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修会の充実を図る。

さらに、保護者や地域住民に対して、広くいじめの問題やその取組についての理解と協力を得るため、既存の組織を活用し、開かれた学校づくりの推進や啓発の充実を図る。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりである。

○指導主事訪問等をとおして、学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図る方策について助言する。

○学校・学級満足度調査等を通して、それぞれの学校・学級における児童生徒の実態を把握するとともに、児童生徒の問題解決能力を育む学級集団づくりを推進する。

○生徒指導担当者会議において、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について共通理解を図るとともに、いじめの問題に対する指導・助言や情報交換等を行う。

○教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図る。

- ・生徒指導担当者研修会の開催

○いじめ防止月間の取組として、いじめ防止授業やいじめ問題に係わる講演会等を開催する。

○いじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対処方法を身に付けたりするための学習やネットリテラシーや情報モラルを育む教育を促進する。

○町内で組織している青少年育成に関わる組織において、いじめ問題等児童生徒に係わる問題について意見交換をしつつ、保護者・学校・地域が一体となった取組みを進める中でいじめの問題についての理解と協力を求める。

(6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、「多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（明和町、三重県）を活用することにより、各学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図る。

いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員が一丸となって取り組むことが大切である。その際、早急な対応を図るため、スクールカウンセラーや心理福祉の専門家による児童生徒の心のケアに努めるとともに、スクールソーシャルワーカー（明和町、三重県）による児童相談所等関係機関との一層の連携を進める。

こうした外部人材の活用など、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう支援する。

また、いじめを受けた児童生徒を守るためや、いじめを行った児童生徒への指導として、必要な措置を速やかに講じる。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりである。

〈早期発見に関わること〉

- 各学校において、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施する。なお、アンケートの実施、学習用端末の活用にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（明和町、三重県）等の配置による教育相談体制の充実を図る。
- 学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図る。
- 年間2回の学校・学級満足度調査により、それぞれの児童生徒の内面の実態を把握し、いじめの早期発見につなげる。
- 「いじめの早期発見のための気づきリスト」を活用するなどして、学校と家庭が連携し、児童生徒の悩みや不安をいち早く把握するように努める。

〈いじめへの対処に関わること〉

- いじめを発見、または情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組む。
- いじめの問題等において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校における早期解決へ向けての支援を実施する。
- 当該児童生徒への心のケア及び当該学校に対しての支援や助言を行うため、三重県教育委員会事業スクールカウンセラー、明和町独自配置のスクールソーシャルワーカー配置等を活用する。
- 学校だけでは解決が難しい問題に対応するため、必要に応じて、「三重県教育委員会生徒指導特別指導員」や三重県教育委員会「学校問題解決サポートチーム」を活用し、学校や児童生徒・保護者に対する生徒指導上の諸問題行動に対して、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を実施する。
- 被害生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議する。
- 重大事態等の場合、「明和町いじめ問題対策連絡協議会」を開き、関係機関との連携を図るとともに、早急な問題解決に努める。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

3 学校のいじめの防止等の取組

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

各学校は、三重県の基本方針、明和町基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針では、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。また、児童生徒とともに、学校

全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第22条）

学校には、法第22条により、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

この組織は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員等の有識者や経験者が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが大切である。

主な役割としては、以下のとおりである。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割また、当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対処する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

①いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であり、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくること

が大切である。また、いじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見した時の対応方法を身に付けたりするための学習を促進する。

児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、保護者の協力も求めていく中で、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深めるなど、ネットリテラシーや情報モラルを育む教育を推進する。

②早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教職員による教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、学習用端末等の活用、「いじめの早期発見のためのきづきリスト」の活用での家庭との連携等、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、原則としてその日のうちに校長と関係職員が情報共有し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関・専門機関との連携を行い、組織的に取り組む。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、命や安全を守ることを最優先に直ちに警察に相談・通報を行い適切な援助を求める。

被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合でもその理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先し、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議していくことである。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

があると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。(法第28条)

①については、例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が30日以内に満たなくとも一定期間連続して欠席しているような場合は、重大事態として明和町教育委員会、学校は、迅速に調査に着手する。また、退学、転学、休学を申し出た場合には、学校はその理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、直ちに明和町教育委員会に報告する。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生への報告

小中学校において、重大事態が発生した場合は、明和町教育委員会を通じて速やかに三重県教育委員会に報告する。その際、明和町教育委員会は、当該学校の要請若しくは必要に応じて、三重県教育委員会の助言・支援を受けつつ、問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家を紹介するなどの支援等を行う。

(3) 調査の組織

明和町教育委員会又は小中学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。(法第28条) また、異なる行政機関との情報交換や連携が必要となる場合は、原則として明和町教育委員会が主体となって調査を行う。

明和町教育委員会が調査主体となる場合は、明和町教育委員会は「明和町いじめ事象調査委員会」を設置し調査を行うことができる。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を「明和町いじめ事象調査委員会」に参加させることができる。

小中学校が調査の主体となる場合は、法第22条に基づき学校に設置される「いじめの防止等の対策のための組織」を調査を行うための組織の母体とする。なお、その際には、明和町教育委員会が指導・助言を行う。(法第28条)

(4) 重大事態への調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。明和町教育委員会又は当該小中学校は、「明和町いじめ事象調査委員会」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われたどのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校や教職員がどのように対応したか」などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が当該小中学校又は明和町教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際には、「子どもの人権」に配慮しつつ、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、「子どもの人権」に配慮しつつ、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手する。

③児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

(5) 調査結果の提供及び報告

明和町教育委員会又は小中学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、

事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたって、明和町教育委員会又は小中学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

なお、調査結果については、小中学校に関わる調査結果を明和町長に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

被害児童生徒や保護者が調査の実施や調査結果の公表を望まない場合でも学校の対応の問題点や再発防止に向けての提言等、公開を検討する必要がある。

また、明和町教育委員会が再発防止に向けての提言等を集積して公開するため、被害者生徒や保護者に公表に向けて協力を求める。

さらに、明和町におけるいじめ重大事態の調査報告書及び調査に係る文書は、10年間保存すること。

（６） 重大事態への再調査

上記（５）における調査結果の報告を受け、明和町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査や改善のための措置を、「明和町いじめ事象審議対策委員会」を設けて行うことができる。（法第30条、法第31条）委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識又は経験その他のいじめに関する調査審議を行うために必要な学識経験を有する者のうちから、町長が任命する。

なお、この「明和町いじめ事象審議対策委員会」は、明和町教育委員会のもとに置くものとは別に町長部局におくものとする。